

令和6年度東川町景観住宅建築支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しい東川の風景を守り育てる条例（平成14年条例第1号）に基づき、東川町景観住宅建築支援事業補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、東川町内において一定条件に合致する戸建専用住宅の新築等（新築又は購入をいう。）をした者に対して補助金を交付し、本町の定住促進と美しい景観の保全及び形成を図ることと共に、地域材（道産材）利用の促進を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建専用住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅（一部営業部分があるものを含む。）をいう。
- (2) 新築 建築物のない敷地（さら地）に戸建専用住宅を建設することをいう。ただし、独立した車庫や物置といった戸建専用住宅に必要な建築物のある敷地は除く。
ただし、住宅の完成後に町内業者施工による木造のカーポート、車庫及び物置を建築する場合は、住宅の完成日から1年間を新築として扱うこととする。
- (3) 購入 工事完成後、一度も入居されていない戸建専用住宅を購入することをいう。ただし、既にこの補助金の交付を受けた戸建専用住宅を除く。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、主に自己の居住の用に供するため、次に掲げる要件を備えた戸建専用住宅をこれから新築又は購入する者で、町長の認定を受けた者とする。ただし、国、道、東川町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 戸建専用住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されていること。
- (2) 戸建専用住宅は、東川風住宅設計指針に定める審査基準に合致していること。
- (3) 戸建専用住宅を新築後1年以内に入居すること。
- (4) 協定地域は協定を締結し、その基準に合致していること。
- (5) 建築基準法、その他建築物に関連する法令を遵守したものであること。
- (6) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (7) 地域材（道産材）を建築物の本体工事として0.03m³/m²以上利用すること。
- (8) その他町長が必要と認める要件

(認定申請)

第5条 前条の認定を受けようとする者は、認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。

- 2 町長は、認定の可否について申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、認定に際し必要と認められる場合は条件を附することができる。
- 4 第2項の認定通知を受けた者で、申請内容に変更が生じた場合は、計画変更認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、認定を受けた内容の変更届出書によるものとする。

(補助金の額)

第6条 戸建専用住宅を新築又は購入するものが、町内業者施工による木造のカーポート、車庫及び物置を建築する場合は、建設費の2分の1以内で上限50万円を補助できることとする。

(補助金の交付申請)

第7条 第5条の認定を受けた者が補助を受けようとするときは、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(工事完成届)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の工事が完了したときは、速やかに工事等完成届を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、地域材(道産材)の産地を示す証明書及び使用数量を示す書類の発行を受け、その写しを町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による工事等完成届を受理したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第12条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。